

この要綱は「山梨県宿泊業人材育成支援事業事務局」の公募型プロポーザルの実施に当たり、企画提案書を作成するための参考として提示するものである。

提案者は、この実施要綱に規定されている事項について、効果的かつ効率的な事業の実施のために必要な事項を提案できる。

また、関係者との協議等により変更する可能性がある。

山梨県宿泊業人材育成支援事業運営業務 実施要綱

(趣旨)

第1条 県内観光産業の反転攻勢を図ることを目的として、宿泊施設従業者に対し、県が推進する「やまなしグリーン・ゾーン構想」の早期浸透に向けた取り組みを行う「山梨県宿泊業人材育成支援事業」を円滑、かつ効率的に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 山梨県から運営業務を委託された「宿泊業人材育成支援事業事務局」(以下「事務局」という。)が事務の取扱いを行う。

(事業内容)

第3条 支援事業の内容は、感染症予防対策等に関するセミナー開催及びセミナーに参加し伝達講習等を企画実施した宿泊事業者への助成とする。

2 セミナーは、次の各号の全てのテーマについて、峡中、峡北、峡南、峡東、富士・東部の各地域において、計20回程度開催するものとする。

(1) やまなしグリーン・ゾーン構想認証制度及び申請方法

(2) 新型コロナウイルス感染症の予防対策

(3) 新たな生活様式に対応するおもてなしの推進

3 セミナーへの出席は、1事業者あたり1名とする。

4 参加希望者全員が出席できるよう、会場の規模を調整すること。

5 セミナー開催にあたり、3密を避け、手指消毒液を用意するなど、感染症予防対策を講じること。

(対象者)

第4条 助成事業の対象者は、前年度に営業を行った山梨県内に宿泊施設をもつ宿

泊事業者（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者又は住宅宿泊事業者）とする。（最大2,709者を想定している。）

（助成金交付条件）

第5条 次の各号をいずれも満たすこと。

- （1）事務局が開催するセミナーに参加すること。
- （2）従業員等に対して、セミナー内容の伝達講習等を企画実施すること。

（助成額）

第6条 助成金の額は、1事業者当たり100,000円（定額）とする。

（交付対象期間）

第7条 交付申請の受付期間は、別途指示する。

（交付申請の時期等）

第8条 助成を受けようとする宿泊事業者は、従業員への伝達講習実施後、交付申請書兼請求書及び伝達講習実施報告書を事務局へ提出しなければならない。

- 2 交付申請書兼請求書及び伝達講習実施報告書の様式は事務局が作成し、県の承認を得ること。

（助成金の支払い）

第9条 事務局は、前条による交付申請があった場合、申請内容を確認、審査の上、申請書を受理した日から15日以内に交付申請者に助成金を支払うものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めのない事項については、県と事務局で協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。